

高松市監査委員告示第28号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年11月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	大	西		智
同	山	下		誠

令和5年度

監査結果報告書（財政援助団体等監査）

監査対象団体 四電エグループ



屋島山上からの夜景

高松市監査委員

# 令和5年度財政援助団体等監査の結果について

## 1 監査基準への準拠

令和5年度の財政援助団体等監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象局（所管課）

創造都市推進局（スポーツ振興課）

### (2) 対象団体等

指定管理者 「四電工グループ」

指定管理施設 「高松市屋島競技場」

## 4 監査対象事務等

局及び団体	監査対象事務
創造都市推進局 （スポーツ振興課）	令和4年度及び5年度において、指定管理者四電工グループが行った、高松市屋島競技場の管理に係る出納その他の事務
四電工グループ	令和4年度及び5年度において、指定管理者として行った、高松市屋島競技場の指定管理業務全般

## 5 監査の着眼点

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として、監査を実施した。

## 6 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局及び対象団体から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、令和5年9月に、施設管理運営状況を確認するため、高松市屋島競技場において、実施監査を行った。

## 7 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和5年8月21日から11月8日まで

## 8 監査の結果

監査対象局及び監査対象団体の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

局及び団体	指摘	意見	合計
創造都市推進局 (スポーツ振興課)	1	1	2
四電エグループ	2	—	2
合計	3	1	4

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。



事情聴取（令和5年11月8日実施）の状況

# 高松市屋島競技場の指定管理について

## 1 高松市屋島競技場について

高松市屋島競技場は、高松市屋島中町374番地1に所在し、高松市屋島陸上競技場が再整備され、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、地域に根ざしたコンパクトで多機能なスポーツ振興の拠点施設として、平成29年4月から供用を開始した。

同競技場は、平成29年4月から、四電工グループが指定管理者として管理・運営を行っており、令和4年3月31日の指定管理期間満了に伴い実施された指定管理者候補者選定に係る審査の結果、同グループが再選され、引き続き、9年3月31日までの5年間、管理・運営を担うこととなった。



## 2 指定管理者が行う業務内容

指定管理者である四電工グループが行う業務は、次のとおり。

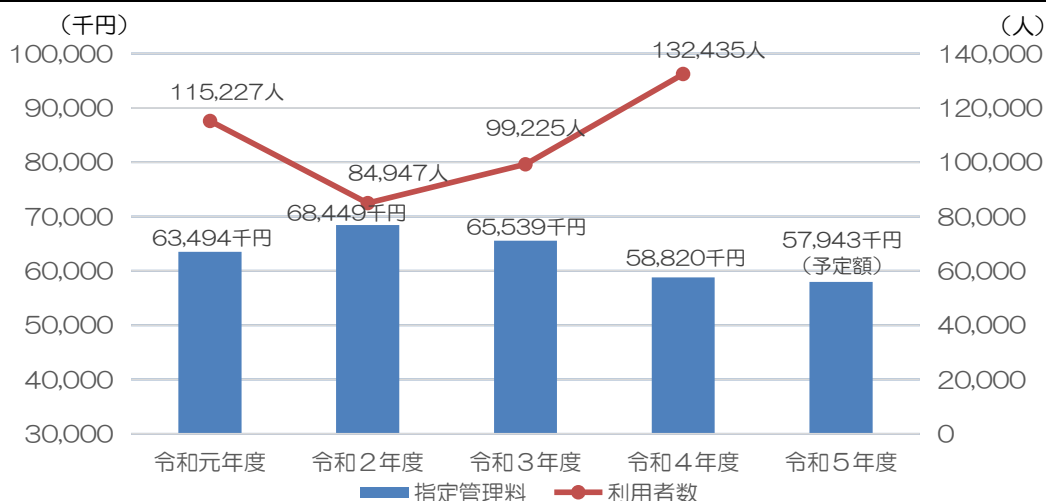
- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用申請に対する許可、取消し等に関する業務
- (3) 施設の運営に関する業務
- (4) 施設利用の促進等に関する業務
- (5) 利用料金の設定、徴収及び収納に関する業務

## 3 指定管理者の取組について

令和4年度の年間利用者数は13万人を超え、陸上競技の各種大会、合宿、学校行事などに利用されるほか、個人利用も含め、市民や一般利用者に広く利用されている。

また、自主事業として、陸上クラブの運営のほか、スポーツ教室やカルチャー教室などの様々なプログラムを開講し、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用促進に努めている。

## 4 指定管理料及び利用者数の推移



※令和元年度から3年度までの指定管理料には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その損失補填額を含んでいる。  
また、4年度の指定管理料には、著しい原油・物価高騰の影響を受け、電気料金及び燃料費に係る追加分を含んでいる。

## 令和5年度財政援助団体等監査結果一覧

結果No.	区分	項目	公表文 該当ページ	局及び団体
1	指摘	所管課による指導監督体制について	P5	創造都市推進局 (スポーツ振興課)
2	意見	仕様書の記載内容について	P7	
3	指摘	指定管理業務の適正な遂行について	P8	四電工グループ
4	指摘	適正な経理処理について	P9	

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第28号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

創造都市推進局  
(スポーツ振興課)

区分

指摘

指摘の項目

所管課による指導監督体制について

指摘する理由

所管課は、指定管理者が基本協定書等を遵守しているかなどを適宜確認し、指導監督すべきであるが、以下の内容について、十分な確認等がされていなかった。

(1) 責任者の配置に係る報告について、緊急連絡網は提出されているが、責任者が明示されていなかった。

(2) 基本協定書で定める提出期限後に、事業実績報告書、事業計画書等が提出されていた。

(3) 指定管理業務と自主事業の事業間収支における経理処理に、一部計上誤りがあった。

(4) 令和4年度の指定管理料については、修繕費に係る精算を行っていたが、事業実績報告書の収支決算書において、指定管理料収入に当該精算額が反映されていなかった。

(5) 情報公開規程は作成していたが、事前に本市の承認を得ていることを確認できる証跡がなかった。

(6) 自主事業のうち、一部のカルチャー教室については、事前に自主事業としての本市の承認を得ていなかった。

また、自動販売機及び売店については、行政財産の目的外使用許可は得ているが、事前に自主事業としての本市の承認を得ていなかった。

(7) 指定管理者の名称と連絡先、市の担当課と連絡先について、施設内及び施設のホームページにはその全ての項目が、また、パンフレットにはその一部の項目しか明記されておらず、これらのいずれかの方法により、指定管理者が管理運営を行っている本市の施設であることの明示が、十分にできていなかった。

指摘

所管課は、指定管理者に協定書・仕様書等の遵守を徹底させるとともに、指定管理業務の遂行状況を把握し、必要に応じて仕様書等の内容を協議するなど、指定管理者との連携に努め、指定管理業務が適正に実施されるよう、指導監督体制を構築されたい。

根拠法令・通知等

高松市屋島競技場の管理に関する基本協定書

内容

第7条 乙は、管理業務を円滑に行うため、管理業務に係る責任者を配置し、その氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。

第10条 乙は、毎年度終了後、速やかに事業実績報告書を作成し、翌年度の4月未までに甲に提出しなければならない。また、甲は、必要に応じて、書類の提出及び説明を求めることができる。

第11条 乙は、指定の最終年度を除き、毎年度9月下旬までに甲と十分調整をして、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、甲に提出しなければならない。



# 財政援助団体等監査結果

根拠法令・通知等	高松市屋島競技場の管理に関する基本協定書
内 容	<p>第16条 乙は、管理業務に係る経費及び収入は、乙自体の口座とは別の口座で管理しなければならない。また、管理業務に係る経理と乙自体に係る経理は区分し、独立した帳簿類を整備しなければならない。</p> <p>第27条 乙は、管理業務の遂行に当たり作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録等で乙が管理しているものの公開については、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）を参考とし、情報公開規程等を定めなければならない。なお、当該規程等の内容については、事前に甲と協議し、承認を得なければならない。</p>
根拠法令・通知等	高松市屋島競技場施設管理運営業務仕様書
内 容	<p>第5 自主事業</p> <p>1 自主プログラム事業</p> <p>(1) 条件</p> <p>ア 自主プログラム事業の内容は、本施設の設置目的に適合するものとし、指定管理者は、その内容について、事前に本市の承認を得ること。承認した内容を変更する場合も同様とする。</p> <p>2 物販・飲食事業</p> <p>(1) 条件</p> <p>ア 物販・飲食事業の内容、位置等は、指定管理者の提案事項とし、事前に本市と協議を行い、承認を得ること。承認した内容を変更する場合も同様とする。</p> <p>エ 指定管理者は、物販・飲食事業の設置運営に必要な範囲内において本施設を使用できるものとする。ただし、設置運営に当たっては、本市の指示に基づき、あらかじめ地方自治法第238条の4第7項に規定する許可を得るとともに、本市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第1条に基づく使用料（以下「行政財産目的外使用料」という。）を本市に納入すること。</p>
根拠法令・通知等	高松市屋島競技場指定管理者募集要項
内 容	<p>1.4 その他</p> <p>(4) 指定管理者には、指定管理者の名称と連絡先、市の担当課と連絡先を施設内に表示し、又はパンフレット等に明記するなどにより、当該施設が、指定管理者が管理運営をしている市の施設であることを明示していただきます。</p>



# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

令和5年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第28号	告示日	令和5年11月30日
所管課等	創造都市推進局 (スポーツ振興課)	区分	意見
意見の項目	仕様書の記載内容について		
意見を付す理由	年度協定書に定められている「高松市屋島競技場施設管理運営業務仕様書」において、現状では報告の必要がない、特定建築物維持管理状況について、指定管理者から本市保健所へ報告するよう記載している。		
意見	仕様書の記載内容については、現状に即した見直しを行うとともに、必要に応じて適切に更新されたい。		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体

令和5年度／四電工グループ

告示番号

高松市監査委員告示第28号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

四電工グループ

区分

指摘

指摘の項目

指定管理業務の適正な遂行について

指摘する理由

指定管理業務のうち、以下の内容について、協定書や仕様書等を遵守していないものや、所管課に対し必要な報告を行っていないものが見受けられた。  
 (1) 責任者の配置に係る報告について、緊急連絡網は提出されているが、責任者が明示されていなかった。  
 (2) 基本協定書で定める提出期限後に、事業実績報告書、事業計画書等が提出されていた。  
 (3) 情報公開規程は作成していたが、事前に本市の承認を得ていることを確認できる証跡がなかった。  
 (4) 自主事業のうち、一部のカルチャー教室については、事前に自主事業としての本市の承認を得ていなかった。  
 また、自動販売機及び売店については、行政財産の目的外使用許可は得ているが、事前に自主事業としての本市の承認を得ていなかった。  
 (5) 指定管理者の名称と連絡先、市の担当課と連絡先について、施設内及び施設のホームページにはその全ての項目が、また、パンフレットにはその一部の項目しか明記されておらず、これらのいずれかの方法により、指定管理者が管理運営を行っている本市の施設であることの明示が、十分にできていなかった。

指摘

指定管理業務について、協定書・仕様書等を遵守できる業務体制を構築するとともに、所管課に対し、必要に応じて協議及び報告を行うなどの連携に努めることにより、指定管理業務を適正に遂行されたい。

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象団体

令和5年度／四電工グループ

告示番号

高松市監査委員告示第28号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

四電工グループ

区分

指摘

指摘の項目

適正な経理処理について

指摘する理由

指定管理者が行う経理処理のうち、以下の内容について、処理誤りが見受けられた。  
 (1) 指定管理業務と自主事業を一つの区分として会計システム上で処理し、本市に提出する収支決算書の作成時に、指定管理業務と自主事業を手作業で仕分けたことにより、指定管理業務の貸館収入に計上された自主事業に係る利用料金相当額の一部が、二重計上されていたほか、自主事業で支出すべき項目を誤って指定管理業務に計上するなど、指定管理業務と自主事業の事業間における収支に計上誤りがあった。  
 (2) 令和4年度の指定管理料については、修繕費に係る精算を行っていたが、事業実績報告書の収支決算書において、指定管理料収入に当該精算額を反映させていなかった。

指摘

指定管理業務と自主事業の経理区分を明確にするとともに、収支決算書を正確に作成するなど、適正な経理処理を行われたい。

根拠法令・通知等

高松市屋島競技場の管理に関する基本協定書

内容

第16条 乙は、管理業務に係る経費及び収入は、乙自体の口座とは別の口座で管理しなければならない。また、管理業務に係る経理と乙自体に係る経理は区分し、独立した帳簿類を整備しなければならない。

根拠法令・通知等

高松市屋島競技場施設管理運営業務仕様書

内容

第5 自主事業  
 指定管理者は、自らの企画及び負担（独立採算）にて本施設の利用者等のために各種事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。  
 1 自主プログラム事業  
 (1) 条件  
 エ 指定管理者は、自主プログラム事業の実施に必要な範囲内において本施設を使用できるものとする。ただし、実施に当たり、自主プログラム事業の参加料のうち、利用料金相当額を指定管理者の利用料金収入として計上すること。  
 オ 自主プログラム事業の実施に要する費用は、全て指定管理者の負担とする。また、収入については、指定管理者のものとする。